

わすれられる権利の国際比較

The Right to be Forgotten – International Comparison –

佐藤 一明^{*}
Kazuaki Satou^{*}

目 次

- 1 はじめに
- 2 EU 連邦裁判所とアメリカ法の考え方
- 3 アメリカのわすれられる権利
- 4 EU 連邦裁判所の判決
- 5 わすれられる権利の将来の動き

[キーワード]

忘れられる権利 EU 法 EU 連邦裁判所 カリフォルニア州法
消しコム法 ロシア版忘れられる権利法 Google

論 旨

忘れられる権利は、EU にその発祥を求めることができる。

忘れられる権利は、2009年11月6日に提出されたフランスの法案が起源といわれている。

そもそも欧州諸国と米国には、プライバシーに対する考え方に大きな違いがある。

欧州人権条約においてプライベートと家族の生活を尊重する権利が掲げられているように、EU 法では個人の尊厳を守ることが最も重要なこととされている。

これはメディアによってその評判が落とされることから個人を保護するというフランスの伝統的考え方から出てきたものと言われている。

その結果、EU では、個人の尊厳を守る必要がある場合には、米国と比較してより表現の自由を規制する方向に傾きやすくなる。

他方で、米国では、プライバシー権については個人の自由の一つの側面であると理解されており、政府によるプライバシー侵害から市民を保護することが憲法上重視されている。

このように、ヨーロッパにおける忘れられる権利とは対照的なのがアメリカである。

たとえば、EU におけるレイプ事件の被害者の検索結果の削除を認めているが、アメリカでは逆の結論となる。レイプ事件の被害者の実名であっても適法に入手された真実に基づく情報は、表現の自

^{*}日本経済大学経営学部経営学科

由として保障されることが連邦最高裁の判決で確定している。

アメリカの表現の自由の伝統では真実に基づく情報や報道価値のある情報が強力に保障される。

検索エンジンは自ら新しい情報を作り出しているわけではなく、既存のウェブ上の情報を拡散しており、このような多様な情報を提供するサービスもアメリカの強力な表現の自由の伝統の下では保障されると理解されてきた。

また、カリフォルニア州では未成年者本人が投稿したインターネット上の個人情報について削除を認める立法が2015年に施行された。

アメリカでは検索エンジンがアルゴリズムを用いて自動的に機械的に表示する検索結果もまた表現の自由として保障されてきた。

そのため、アメリカでは忘れられる権利がインターネットの自由な情報流通への敵であって、不都合な情報のみを取り除く検閲であるとみなされてきた。

2016年4月27日に、EUの欧州議会と理事会が共同で、EU個人データ保護規則を決定した。

理事会が同規則の提案をしたのが、2012年1月25日でしたから、正式決定するまで約4年強かかったことになる。

2014年5月、EU司法裁判所は、スペインの男性が16年前に社会保障費滞納による不動産競売の記事が検索エンジンで表示されていたことの削除を認める判決を下した。

この判決の中で、EU司法裁判所は男性側の主張する「忘れられる権利」という言葉を使い、「不適切で、無関係もしくはもはや関連性が失われ、または過度であるとみなされる場合」には検索結果の個人情報の削除を権利として認めた。

ロシア版の「忘れられる権利」法は、プーチン大統領も署名を終え、施行。メキシコでは、経済界の有力者の疑惑に関する記事について、連邦情報公開庁（IFAI）が「忘れられる権利」によるリンクの削除命令を出した。

将来の忘れられる権利は全世界に拡大していく傾向にある。そこで検閲の機能をいとなむ危険性を危惧しながら判例の積み上げが大切と考える。

1 はじめに

忘れられる権利は、EUにその発祥を求めることができる。

「忘れられる権利は、2009年11月6日に提出されたフランスの法案が起源といわれている。学界からも、近い時期にデジタル時代において忘れられることの価値を論じた書籍が出版されるなど2009年前後から注目を集め始めている。」^①

人のうわさは自然と広がるものであると、昔から言われている。しかし、現在はインターネットの時代はひとの噂は人が死んでも忘れないで残っている。だからこそ、インターネットによる被害、人権侵害が多くなり、「忘れられる」ことが権利として削除されることが認められるか議論する必要ができています。

2015年12月22日、さいたま地方裁判所は社会から「忘れられる権利」を有するとの判断を下し、注

目を集めた。

忘れられる権利の意義「一番大きな意味があると思っているのは、検索サイト自身が責任を求められた点です。リンクの先にある元の情報は適法であっても、検索サイト自体の責任を認めている点で注目に値します。検索情報それ自体が、EU 個人データ保護指令の対象になるということが述べられていることに意味がある。」⁽²⁾

「忘れられる権利は、特にインターネット上の情報拡散防止の観点から、個人が自己に関する情報の削除または非表示を求める権利である。

従来のプライバシー権侵害に基づく個別のウェブサイトの削除権と異なり、忘れられる権利はオリジナルの情報発信者ではない検索エンジンに対し、一括して情報の拡散防止を求める権利でもある。そのため、この権利は、自らの個人情報がインターネット上に忘れられない状態にされていることから本人のアイデンティティーを守り、取り戻す権利としての性格を有している。」⁽³⁾

「Google に対し『過去のヌード写真の消去』を請求して勝訴するという判決が出された。

この判決は、世界で初めて「忘れられる権利」を認めたものとして画期的なものであった。」⁽⁴⁾

この判決が契機となり、欧州連合では忘れられる権利を立法として承認する動きが生まれる。

「2012年1月、欧州委員会は、EU データ保護指令に代わる立法として、EU データ保護規則案を提案し、この規則案の第17条で忘れられる権利を明文化した。

同条では、個人が管理者に対して自らに関する個人データを削除させる権利、当該データのさらなる拡散を停止させる権利、及び、第三者に対して、当該データのあらゆるリンク、コピーまたは複製を削除させる権利が規定されている。」⁽⁵⁾

2 EU 連邦裁判所とアメリカ法の考え方

「米カリフォルニア大学の Walker 氏によれば、そもそも欧州諸国と米国には、プライバシーに対する考え方に大きな違いがある。」⁽⁶⁾

「欧州人権条約においてプライベートと家族の生活を尊重する権利が掲げられているように、EU 法では個人の尊厳を守ることが最も重要なこととされています。

これはメディアによってその評判が落とされることから個人を保護するというフランスの伝統的考え方から出てきたものと言われています。

その結果、EU では、個人の尊厳を守る必要がある場合には、米国と比較してより表現の自由を規制する方向に傾きやすくなる。

他方で、米国では、プライバシー権については個人の自由の一つの側面であると理解されており、政府によるプライバシー侵害から市民を保護することが憲法上重視されています（合衆国憲法修正第4条）。

また、憲法上最も重要な権利は個人の表現の自由とされているため（同第1条）、米ハーバード大学の Zittrain 氏は、米国では、2014年の欧州司法裁判所判決のように、個人プライバシー権との衝突を理由にインターネット上の表現の自由が規制されるような判決は決して出されないだろうと指摘す

る。』⁷⁾

「グーグルという会社が世界的大企業に発展したのも、表現の自由を最重要視する米国の基本的な国家の在り方があったからだと言える。その意味では、2014年の判決をめぐる議論は、プライバシー権を重視するEUと表現の自由を重視する米国との価値観の違いが根底にあるものと理解できる。

また、判決上は、削除されるべき情報を判断する一定の基準は示したものの、具体的な内容は明確にはなっていません。あくまでも検索エンジンの自主的な判断に委ねられるため、新たな検閲にもなりかねないと懸念されています。そのため、グーグル社は諮問委員会を作り、2015年2月にガイドラインを公表するなど、透明性の確保のための動きが進められています。』⁸⁾

アメリカとEUとのインターネットガバナンスの差異も明確になっている。

「EUは個人情報保護に重きをおいた政策を展開しつつある。

逆にアメリカは個人情報保護に関してはEUと異なる方向性を打ち出している。アメリカは2012年、オバマ大統領の署名入りで、米国消費者プライバシー権利章典と呼ばれる報告書を公開した。これによれば、アメリカはプライバシー保護に関してEUのように国家が強い規制をするものではなく、むしろ消費者が自由にプライバシー保護を選択できることに重きが置かれていることに特徴がある。』⁹⁾

3 アメリカのわすれられる権利

ヨーロッパにおける忘れられる権利とは対照的なのがアメリカである。

「たとえば、EUにおけるレイプ事件の被害者の検索結果の削除を認めているが、アメリカでは逆の結論となる。レイプ事件の被害者の実名であっても適法に入手された真実に基づく情報は、表現の自由として保障されることが連邦最高裁の判決で確定している。

アメリカの表現の自由の伝統では真実に基づく情報や報道価値のある情報が強力に保障される。

検索エンジンは自ら新しい情報を作り出しているわけではなく、既存のウェブ上の情報を拡散しており、このような多様な情報を提供するサービスもアメリカの強力な表現の自由の伝統の下では保障されると理解されてきた。

また、カリフォルニア州では未成年者本人が投稿したインターネット上の個人情報について削除を認める立法が2015年に施行された。しかし、この州法に対しては、表現の自由に反するものである、また他州の通信事業者に対して義務を課すことはできない、といった批判がされてきた。

アメリカでは検索エンジンがアルゴリズムを用いて自動的機械的に表示する検索結果もまた表現の自由として保障されてきた。

そのため、アメリカでは忘れられる権利がインターネットの自由な情報流通への敵であって、不都合な情報のみを取り除く検閲であるとみなされてきた。

『アメリカ人は有名になりたがるが、フランス人は忘れられたがる』（ジェフリー・ローゼン教授）と指摘されるように、忘れられる権利は、アメリカとヨーロッパにおけるプライバシー文化の相違を象徴している。

インターネットでは情報が世界中に拡散するため、一度広がった情報をすべて残らず削除すること

は事実上不可能と言えます。このため、Facebook や Twitter に投稿した若気のいたりは一生涯その人につきまとい、ときに人生を大きく変えてしまう危険さもあります。この問題を解決するために近年提唱されているのが忘れられる権利ですが、カリフォルニアの子どもたちは、近い将来この権利を手に入れられることになる。」⁽¹⁰⁾

「米国では2013年9月23日に未成年者に自らの投稿の削除権を認めるカリフォルニア州法が州知事の署名を受けて承認されている。報道等では消しゴム法 (Online Eraser Law) などとも呼ばれているこの法律は、2015年1月1日に施行された。」⁽¹¹⁾

このような法律が制定されるのは米国でも初めてのことであり、カリフォルニア州は、インターネット関連法を他州に先駆けて制定することが多く、インターネット上のプライバシー保護に関して先駆的であることで知られている。

カリフォルニア州法の概要

「オンラインサービス等の運営者であって、児童（州内に居住する18歳未満の自然人）向けものを提供する者は、児童がそれらのサービスを利用しているという現実の認識を有している場合には、次の措置を講じる義務を負う。

利用者登録をした児童が当該サービスやサイト等に投稿したコンテンツ情報を削除できるようにする。削除できる旨を児童に伝える。削除方法を明確に児童に説明する。

当該削除が完全又は全体的なコンテンツの削除を保証するものではない旨を児童に伝える。消しゴム法（カリフォルニア州）・2013年9月23日成立、2015年1月1日施行。」⁽¹²⁾

「カリフォルニア州法を受けて、早速フェイスブックやツイッターは、同法に対応したサービス提供を開始していると報じられている。

今後、カリフォルニア州法が、COPPA との関係も含めてどのように運用されていくか注視していくべきである。また、欧州における忘れられる権利判決に対するグーグルの対応や、EU データ保護規則案における消去権への立法議論への影響なども併せて欧米の動向に注目していきたい。」⁽¹³⁾

カリフォルニア州法にたいしては次のような批判も有る。

「デジタル世界でのプライバシー権に関する法律の規定の一部で、対象は未成年者（アメリカでは18歳未満の者）向けのサイトとされていますが、未成年者向けのサイトがどのようなサイトを指すか明確ではありません。あらゆる年齢層に開かれた Facebook や Twitter は、はたして未成年者向けのサイトなのかどうかは不明であり、これらのサービスがこの法律のコンプライアンスに縛られるのかについては明らかではありません。

また、インターネットからすべてのデータを削除することは実際には困難であるという技術的問題ゆえに、同法によって未成年者がどれだけ保護されるのかは明らかでないという指摘もあります。この指摘に対して、サムフォード大学法学部のウッドロー・ハートログ教授は新法は完璧ではないにせよ、ないよりはる方がましです。問題のある投稿を削除できない例外的な場合がたくさんあるとしても、そのことから直ちにこの法律が失敗であるとは決めつけられません。

未成年者を保護するためにはインターネットから一片の情報も残らず取り除く必要はなく、最も目に付くポピュラーな情報だけを削除すれば事足りる。

むしろ、人気がなく世間から忘れ去られたサイトにある情報によって、内容の不正確さが理解される」と語る⁽¹⁴⁾。

アメリカの将来の動向

アメリカにも忘れられる権利の潮流が動き始めている。

「2014年8月、米ハリウッド女優のジェニファー・ローレンスさんやモデルのケイト・アプトンさんをはじめ数多くの有名人のプライベート画像が流出し、米ネット掲示板に不正に公開された。被害者たちが私的に撮影したヌード写真が数多く含まれていたことから、事態は深刻化した。

矛先は、ヌード画像が検索結果として表示されるグーグルにも向けられた。

被害を受けた女優らの代理人を務める米弁護士、マーチン・シンガー氏はグーグルに対して1億ドル（約117億円）の損害賠償を求める訴訟を起こす構えを見せている。

10月2日付の米ウォールストリートジャーナルや英ガーディアン（いずれも電子版）は、シンガー弁護士がグーグルに書簡を送り、迅速かつ責任を持って画像を削除すべきなのに対処を怠っていると批判したと報じた。

不正な手段で取得、流出したとグーグル側は知っているはずなのに、適切に対応せず放置したままだというのだ。

グーグルが提供する動画配信サービス『ユーチューブ』やブログサービス『ブロッガー』でも野放しになっていると指摘。また弁護士は、事件発覚後すぐにグーグルに画像削除を要請したそうだが、4週間ほど経過した時点でもグーグルのサイト上で閲覧できる状態だったと明かした。⁽¹⁵⁾

4 EU 連邦裁判所の判決

「2016年4月27日に、EUの欧州議会と理事会が共同で、EU個人データ保護規則を決定した。理事会が同規則の提案をしたのが、2012年1月25日でしたから、正式決定するまで約4年強かかったことになる。」⁽¹⁶⁾

そして、この規則案は2016年5月に制定され、2018年5月に施行されることとなった。

2014年5月、EU司法裁判所は、スペインの男性が16年前に社会保障費滞納による不動産競売の記事が検索エンジンで表示されていたことの削除を認める判決を下した。この判決の中で、司法裁判所は男性側の主張する「忘れられる権利」という言葉を使い、「不適切で、無関係もしくはもはや関連性が失われ、または過度であるとみなされる場合」には検索結果の個人情報の削除を権利として認めた。

この事案の概要

「ゴンザレス氏は、社会保障費の不履行により不動産を競売された。不動産競売広告は、発行部数の多い日刊紙の発行元（ラ・バンガルディア・エディシオネス）の2頁分に、1998年1月と3月に掲載された。16年後も、グーグルで検索するとその情報が表示されている。

ゴンザレス氏は、2010年3月5日、ラ・バンガルディア並びにグーグル・インク及びグーグル・スペインを相手取り、検索結果から自己に関する上記表示を削除することを求めて、スペインのデータ

保護庁 AEPD (Agencia Española de Protección de Datos) に苦情を申し立てた。]⁽⁴⁷⁾

「スペインのデータ保護庁 AEPD は、2010年7月30日、新聞社に対する苦情を退けた。当該情報の公開は、多くの入札者を確保するために競売の事実を周知する意図をもって、労働・社会問題省の命令に基づき行われたことから、適法であると判断された。

他方、グーグル両社に対する苦情は認められた。スペインのデータ保護庁 AEPD は、データの削除およびアクセスを不可能にする義務は、それが表示される Web サイトから情報を削除することを要するものではなく、当該サイト上の情報を保有することが法律上正当化される場合を含め、検索エンジン事業者に直接課すことができると判断した。

グーグル両社は、スペインのデータ保護庁 AEPD およびゴンザレス氏を相手取って、スペイン全国管区裁判所に提訴し、AEPD の決定を取り消すように求めた。同裁判所は、2012年2月27日決定により、スペイン全国管区裁判所に本件を付託した。スペイン全国管区裁判所により本件データの削除権および異議申立権に基決によって法務官意見は覆され、グーグルの責任が認められることとなった。]⁽⁴⁸⁾

「この判決後、EU では、検索エンジングーグルは削除要請を受け付け、160万件以上の URL に対し50万件以上の削除要請が寄せられてきた (2016年7月31日現在)。

そのうち、約43%の検索結果の削除を行ってきた。たとえば、レイプ事件の被害者から、その事件に関する新聞記事へのリンクを削除するようリクエストがありました。被害者の名前による検索結果からこのページを削除しました。]⁽⁴⁹⁾

「Google が削除に同意したリンクの割合は、要請を受けた全 URL の約3分の1を削除するようになった2014年10月以降、大幅に上昇している。

Google がこれまでに受けた削除要請の件数は28万2508件にのぼり、その大半はフランス、ドイツ、英国、スペイン、イタリアから寄せられたものだ。

Google は忘れられる権利に否定的であり、欧州の一部で求められてきた『google.com』ドメインの削除を適用することを拒否している。現時点で削除が適用されているのは『google.fr』や『google.co.uk』といった欧州各国のローカルドメインのみだ。

フランスのデータ保護機関である CNIL (情報処理及び自由に関する全国委員会) は6月、忘れられる権利が効力を持つためには、Google の全ドメインから検索結果を削除すべきだとして同社に通告した。15日以内に変更を実施しない場合、Google に対する制裁を勧告する可能性があるとしていた。

Google の今回のレポートによると、欧州ではフランスからの要請が最も多く、同国から受けた削除要請の総数は5万8487件、個人から削除を求められた URL は19万7593件にのぼった。このうち Google が実際に削除したのは47.7%で、削除しなかったものは52.3%だった。

ドイツから受けた削除要請の総数は4万8084件、個人からの URL 削除リクエスト総数は18万4737件だった。

また、実際に削除した中で最も多かったのは facebook.com へのリンクで、Google の検索結果から削除された同サイトの URL は8016件にのぼった。

しかし、忘れられる権利による削除要請は、著作権による削除要請に比べるとはるかに少ない。Google はこれまで著作権侵害の主張に基づき900万件以上の URL を削除している。』⁽²⁰⁾

更に EU では、忘れられる権利の13の削除基準を明示するとともに、EU 域内のドメインのみならず、日本のドメインを含むすべての世界で忘れられる権利を運用することを呼び掛けてきた。

EU 第29条作業部会の見解

「ガイドライン第2部の共通基準では、データ主体からの苦情申出の際に、データ保護機関が考慮する要素と、その要素があった場合に、どのような判断を行うかということがコメントとして示されている。

データ保護機関は、次の表の共通基準で示される事項を総合的に勘案して、個別の案件ごとに苦情申出を評価することが求められている。

EU 第29条作業部会ガイドライン第2部 共通基準の概要。』⁽²¹⁾

表1 データ保護機関 (DPAS) が苦情処理を行う際の共通基準

①	検索結果が自然人に関連し、氏名を用いた検索結果であるか
②	データ主体は公的生活における役割を果たしているか、データ主体は私人か
③	データ主体は未成年か
④	データは正確か
⑤	データは関連性があり過剰ではないか (職務との関連、ヘイトスピーチ、中傷等の情報へのリンクか、個人的意見か検証された事実か)
⑥	機微情報か
⑦	データは最新か
⑧	データの取り扱いがデータ主体に不利益を及ぼすか
⑨	検索結果はデータ主体を危険に晒すか
⑩	公開された情報の状況 (データ主体が自発的に公開したか、公開を意図していたか)
⑪	もとの内容の公開は報道目的によるものか
⑫	データの公開者は個人データを公開する法的権限または法的義務を有するか
⑬	データは犯罪行為に関連するか

出典 www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/58/4/58/ja/

5 忘れられる権利の将来の動き

EU 連邦裁判所の判決の影響が日本をはじめとしてアメリカ、日本、ロシア、メキシコにも波が押し寄せて来ている。

日本においては「2015年12月22日、さいたま地方裁判所は日本で初めて忘れられる権利を明示した判断により、過去の逮捕歴が表示される検索結果の削除を認める決定を出した。』⁽²²⁾

しかし、2016年7月12日、「東京高等裁判所はさいたま地裁の決定を取り消し、忘れられる権利については法的に定められたものではなく要件や効果が明確でないとし、忘れられる権利に基づく申し立ては、従来の名誉毀損やプライバシー侵害に基づく申し立てと変わらず、これを他の権利から独立

して判断する必要はないとした。』⁽²³⁾

2017年1月31日、最高裁判所は Google の検索結果の削除を求めた仮処分申し立てに対し、「最高裁判決では忘れられる権利が認められるかの答えは判例で示されなかったが、検索結果の削除にあたっては、書かれた事実の性質・内容、公表されることによる被害の程度、その人の社会的地位・影響力、記事などの目的・意義、掲載時の社会的状況とその後の変化、記事などでその事実を書く必要性といった要素を考慮すべきとした。』⁽²⁴⁾

表現の自由を最も大切にするアメリカにおいてさえ カリフォルニア州法においてわすれられる権利を認め、他の州もこれに習う傾向が出て来ている。此の動きは止まらない状態である。

「ロシアでも独自の忘れられる権利を保護する法案が可決されている。』⁽²⁵⁾

「ロシア版の『忘れられる権利法』はプーチン大統領も署名を終え施行される。

メキシコでは、経済界の有力者の疑惑に関する記事について、連邦情報公開庁が忘れられる権利によるリンクの削除命令を出したことで、グーグルとの間で法廷闘争となっている。

一方では、ロシアやメキシコなど、EU の忘れられる権利の判決に各国が呼応してきており、ますます目が離せなくなっている。』⁽²⁶⁾

このような状況を踏まえ、忘れられる権利を認めるとしても、具体的にどのようなケースでどの程度認めるのかなど、十分に判例の積み重ね、議論を尽くした上で、表現の自由や知る権利を不当に侵害しないように充分配慮した内容の判例を築きあげて法文の道に進むのが妥当である。また「専門家からは、インターネット基本法の制定や公正取引委員会のような独立機関を設ける案が出ている。』⁽²⁷⁾

「ネット情報が国境にとらわれない以上、その規制に関しても国際的な動きは無視できない。日本でも同様の権利の必要性を含め、ネットの在り方について使用者である国民全体で議論を深める必要がある。』⁽²⁸⁾

注

- (1) <http://www.senat.fr/leg/pp109-093.html>
- (2) mainichi.jp/articles/20140617/mog/00m/040/009000c
- (3) webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html
「忘れられる権利」、日本でも真剣に考える時
検索エンジンの情報にアクセスする利益にも配慮が必要
宮下紘 中央大学総合政策学部准教授
- (4) NHK オンライン (NHK). (2012年6月26日).
http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3219_all.html 2015年12月18日
- (5) “忘れられる権利”はネット社会を変えるか? NHK オンライン (NHK).
2012年6月26日. http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3219_all.html
- (6) 1 Walker R K, 'The Right to Be Forgotten' (2012) 64 HLJ 25
- (7) https://www.nytimes.com/2014/05/15/opinion/dont-force-google-to-forget.html?_r=1
- (8) <https://www.google.com/advisorycouncil/>
- (9) ironna.jp/article/27 塚越健司 (学習院大学非常勤講師)
- (10) webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html
「忘れられる権利」、日本でも真剣に考える時
検索エンジンの情報にアクセスする利益にも配慮が必要

宮下 紘 中央大学総合政策学部准教授

- (11) www.j-cast.com/2014/11/27221923.html
- (12) 国立国会図書館 「忘れられる権利」をめぐる動向
調査と情報 — ISSUE BRIEF — NUMBER 854 (2015.3.10.)
- (13) www.icr.co.jp InfoCom Law Report 2014
～カリフォルニア州の動向～(株)情報通信総合研究所
米国におけるインターネット青少年保護 法制度研究グループ
研究員 中島美香
- (14) www.j-cast.com/2014/11/27221923.html
- (15) www.j-cast.com/2014/11/27221923.html
- (16) informationlaw.jp/2016/09/10/eugdpr-right-to-erasure/ -
- (17) www.soumu.go.jp/main_content/000355090.pdf
個人情報の削除権に関する最近の動向
筑波大学図書館情報メディア系准教授 石井夏生利 2015年4月16日
- (18) www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/58/4/58/ja/
- (19) webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html
- (20) japan.cnet.com > CNET Japan > ニュース >
Liam Tung (Special to ZDNet.com) 翻訳校正: 中村智恵子 高橋朋子
- (21) (Article 29 Data Protection Working Party, “Guidelines on the implementation of the Court of Justice of the European Union judgment on “Google Spain and inc v.Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González” C-131/121,” 2014.11.26. <[http://ec.europa.eu/justice/data-protection/article-29/documentati on/opinion-recommendation/files/2014/wp225_en.pdf](http://ec.europa.eu/justice/data-protection/article-29/documentati%20on/opinion-recommendation/files/2014/wp225_en.pdf)>
国立国会図書館 「忘れられる権利」をめぐる動向
調査と情報 — ISSUE BRIEF — NUMBER 854 2015.3.10.
国立国会図書館 調査及び立法考査局行政法務課 今岡直子
- (22) 「忘れられる権利」初認定 逮捕歴の検索結果、さいたま地裁が削除決定。
東京新聞. 2016年2月29日
- (23) 日本経済新聞 2016年7月24日
- (24) 葉雄高 2017年2月1日 “検索結果削除、高いハードル示す グーグル訴訟”。
朝日新聞 2017年2月1日
- (25) japan.cnet.com > CNET Japan > ニュース >
- (26) kazaira.wordpress.com/
- (27) 中日新聞 2017年2月2日
- (28) 判例時報 判例時報社 2282号
判例時報 判例時報社 2264号